平成２３年（フ）第１５４４８号
東京都江戸川区南葛西３丁目16―３―604
債務者　宮本　雅子（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４５０号
東京都中野区鷺宮３丁目46―５
債務者　立花　　誠
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４５１号
東京都板橋区成増３丁目２―12―401
債務者　清水　純一
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４５３号
東京都東久留米市ひばりが丘団地６―７―904
債務者　島田　　圭
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４５４号
神奈川県大和市西鶴間４丁目17―12―101
債務者　渡部　恵美
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４５９号
千葉県市川市市川南４丁目２―３―Ａ―102
債務者　安田　裕子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４６４号
東京都豊島区池袋４丁目30―16―401
債務者　吉野　　悟
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４６５号
東京都豊島区池袋４丁目30―16―401
債務者　吉野絵里香
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４６６号
東京都荒川区東日暮里６丁目31―７
債務者　土屋　範之（旧姓松野）
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４６７号
神奈川県横浜市港南区上大岡西３丁目11―２―219
債務者　山口　泰明
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４６９号
東京都大田区中央３―２―15　青葉マンション１号館131号室、住民票上の住所神奈川県相模原市中央区上溝５丁目１―９―402
債務者　西園　祐美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４７１号
東京都豊島区長崎４丁目11―３　愛の家
債務者　鈴木　　綾
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４７４号
東京都台東区雷門２丁目１―14―203
債務者　矢野　正紀
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４７５号
東京都世田谷区船橋５丁目14―25
債務者　蓮池恵美子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４８８号
東京都足立区弘道２丁目17―２　第２タカサハイム204
債務者　小林　直人
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部